

別表第2 (第4条関係)

区 分		費 用 弁 償 額						
		鉄道賃	船 賃	車 賃 (1キロメー トルにつき)	旅行諸費 (1日につ き)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜に つき)
						甲地方	乙地方	
教 育 委 員 会 選 挙 管 理 委 員 会 人 事 委 員 会 公 安 委 員 会 地 方 勞 働 委 員 会 収 用 委 員 会 監 査 委 員	委員長	その乗車に要する運賃(急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を含む。)	1 運賃 (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃 (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃 (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃(特別船室料金及び座席指定料金を含む。) 2 公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、現に支払った寝台料金を加算する。	円 37	円 3,000	円 14,800	円 13,300	円 3,000
	委員							
	委員長							
	委員							
	委員長							
	委員							
	委員長							
	委員							
	委員長							
	委員							
	委員長							
	委員							
	委員長							
	委員							
	あつ旋委員							
附属機関の委員その他の構成員	その乗車に要する運賃(急行料金及び座席指定料金を含む。)	1 運賃 (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃 (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃 (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃(座席指定料金を含む。) 2 公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、現に支払った寝台料金を加算する。	円 37	円 2,200	円 12,000	円 10,800	円 2,200	
社会教育委員								
図書館協議会委員								
専門委員								
会長								
委員								
会長								
委員								
選挙長								
選挙分会長								
選挙立会人								
精神保健指定医								
母子相談員								
婦人相談員								
前各号に掲げる者以外の非常勤職員	予 算 の 範 囲 内 で 知 事 が 定 め る 額							